

特定非営利活動法人への設立趣旨書

1999年4月、茨城県取手市でいわゆる5歳児虐待死亡事件が発生しました。この事件は、継父による幼児の悲惨な虐待致死事件であった同時に、関係機関の連携不足など、幾つもの問題点提起した事件でした。マスコミでも大きく報道され、県内で子どもの虐待に関心を持つ人たちが活動を始めました。そして、2000年5月に水戸市で開催された「子どもの人権研究会」をきっかけにして、同年10月に、子どもの虐待や子育ての話題に関心をもつ市民が力を合わせて「いばらき子どもの虐待防止ネットワーク“あい”」（以下「“あい”といいます）が設立されました。“あい”は、茨城県内唯一の、全県規模の民間虐待防止団体として発足しました。

“あい”は、①“あい”コール（毎週1回、精神科医や心理系の専門家による電話相談）、②子どもの虐待予防・早期発見のためのマニュアルの作成、③子どもと関わる職の人を対象にした研修会の開催、④一般市民向け講演会の開催、⑤“あい”に個別に相談・依頼があった具体的なケースについての専門家集団による対応、⑥会報（年1回）及びニュースレター（およそ2カ月に1回）の発行、⑦資金集めと啓発を兼ねたバザーへの参加、チャリティコンサートの開催、等の活動を行ってきました。

“あい”に持ち込まれた具体的なケースについて、児童相談所との連携を深める必要から、2003年8月4日、茨城県児童福祉課の立会の下、県内にある3つの児童相談所との間で、協定が締結されました。この協定の締結によって、“あい”から児童相談所に対してケース検討会議等の開催申し込みがしやすくなり、且つ、茨城県からもある程度認知され、その後、行政との間でも円滑な活動を行っています。

私たちのような民間団体が行政と連携を取っていくにあたり、民間団体の長所として、次のような点が挙げられると思います。即ち第一に、私たちは子どもを取り巻く様々な職種が集まり、迅速な連絡網を持っており、子どもの虐待の早期発見において、行政を補完することができます。第二に、私たちは子どもの虐待に関する専門家が集まっており密接に連携していることから、子どもの虐待への対応において、様々な助言と支援を行うことができます。第三に、子どもの虐待は永続的な監視と繰り返し評価と方針の検討を行うことが重要です。私たちは子どもの虐待対応は子どもの安全確保と健やかな成長が目標であると考えており、行政に対して上記の監視・評価の役割を私たち民間団体が果たすと思います。

私たちは、上記のような民間団体としての長所を生かしつつ、さらに、法人格を有する団体として財産を所有し、組織基盤を強化し、社会的にも信用を得ることが大切と考えました。

以上の理由に基づき、ここに特定非営利活動法人　いばらき子どもの虐待防止ネットワーク“あい”を設立いたしたいと思います。